

## 政策調整会議の結果について

開催日時	平成27年1月22日（木）午後3時
場 所	印西市役所本庁舎3階 市長応接室
出席者	市長・教育長・総務部長・市民部長・環境経済部長・健康福祉部長・都市建設部長・教育部長・水道部長・総務課長・企画政策課長・財政課長

### 付 議 事 項

整理番号	担当部署	付 議 題 名	結 果
		内 容	
1	教育部 教育総務課	<p>印西市学校適正配置審議会設置条例の制定について</p> <p>本市における小・中学校の状況は、小規模化と大規模化が同時に進行しており、今後も学校規模の格差が拡大していく状況にあることから、児童生徒のより良い教育環境を整えていく必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後の小・中学校の適正な配置について調査及び審議をする機関として、審議会を設置する条例を制定するもの</p> <p>（検討結果）【整理番号1】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却 下
2	健康福祉部 介護福祉課	<p>印西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>介護保険法第117条の規定により、市の介護保険事業計画を見直し、第6期事業計画の介護給付費を賄う介護保険料を決定したことに伴い、介護保険料の基準額を改め、また、介護保険法施行令第38条及び第39条の規定による所得状況等に応じて区分されている第1号被保険者の保険料率の算定に係る基準を現行の標準6段階から標準9段階に細分化するとともに、介護保険法施行規則第143条から第143条の3までの規定による市民税本人課税層に当たる新第6段階、新第7段階、新第8段階及び新第9段階の境目となる合計所得金額を、それぞれ120万円、190万円及び290万円として定めるもの</p> <p>第6期事業計画における保険料率の算定に関する基準については、現行（第5期事業計画の期間）と同数の所得段階設定とするもの。また、同介護保険法施行令の一部改正に伴い当該政令の規定との整合を図るもの</p> <p>介護保険法第115条の45第1項の規定により実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性を鑑み、円滑な実施を図るための猶予期間を設定するもの</p> <p>（検討結果）【整理番号2】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却 下
3	健康福祉部	印西市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	承認

	保育課	<p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、市は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところにより保育を実施することとされたことに伴い、これまで市が定めていた保育の実施に関する本条例を廃止するもの</p> <p>（検討結果）【整理番号3】について承認、原案どおり議会上程</p>	<p>継続審議 却 下</p>
4	健康福祉部 保育課	<p>印西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、市は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところにより保育を実施することとされたことから、所要の規定の整備を行うとともに、保育料を国の基準を上限として市が定める必要があるため、改めるもの</p> <p>（検討結果）【整理番号4】について承認、原案どおり議会上程</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>承認 継続審議 却 下</p>
5	健康福祉部 保育課	<p>印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>「印西市立西の原第2学童クラブ」を新設し、平成27年4月1日から供用を開始するため、別表第1に名称及び位置を加えるもの</p> <p>（検討結果）【整理番号5】について承認、原案どおり議会上程</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>承認 継続審議 却 下</p>
6	総務部 総務課	<p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>別表の報酬額及び字句を改めるもので、農業委員会の会長6万円を6万5千円に、会長代理及び1号会議員5万円を5万4千円に、委員4万7千円を5万1千円に、監査委員の識見経験6万円を7万5千円に、議会選出4万2千円を5万円にそれぞれ報酬額を改め、監査委員の区分中「識見経験」を「識見を有する者」に、「議会選出」を「議員」に改め、新たに「学校問題対策指導員」を追加し、「家庭相談員・母子自立支援員」を「家庭相談員」と「母子・父子自立支援員」に改めるもの</p> <p>（農業委員） 平成8年4月1日以降報酬額の改定を行わなかったが、農業委員においては、合併により農地面積が拡大したこと及び農地転用等の許可申請等が増加している等、近隣市及び同規模程度の農地面積の自治体を参考に増額するもの</p> <p>（監査委員） 平成8年4月1日以降報酬額の改定を行わなかったが、監査委員においては、財政規模等が増大していることに伴い、監査委員の業務量も年間を通じて増加しているとともに、職責がより重要視されていること等、近隣市及び同規模程度の自治体を参考に増額するもの。また、監査委員の区分について、地方自治法の条文との整合を図るため名称の改正を行うもの</p> <p>（学校問題対策指導員） いじめ防止対策、不登校対策等、学校教育上の諸問題への対策及び</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>承認 継続審議 却 下</p>

		<p>保護者対応についての支援等、学校教育を総合的にアドバイスできる「学校問題対策指導員」を印西市教育センターに新たに設置するもの（家庭相談員・母子自立支援員）</p> <p>家庭相談員・母子自立支援員の区分について、母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、名称の改正を行うとともに、実情に合わせ「家庭相談員」と「母子・父子自立支援員」に分けるもの</p> <p>（検討結果）【整理番号6】について承認、原案どおり議会上程</p>	
7	総務部 総務課	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>条例中に教育長の給料及び旅費の規定を加えるもの。また、附則において、従前の教育長の給与及び旅費等に関する条例を廃止するもの</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）により、一般職の職員としての教育長の任命等に関する規定は削除され、教育長は、長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員となり、任期は3年とされた。これに伴い、本条例に教育長の給料月額及び旅費に関する規定を加えることを内容とする条例の一部改正を行うもの。ただし、改正法により、在職中の教育長に関する経過措置が規定され、在職中の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとされたことから、本条例中に経過措置並びに従前の教育長の給与及び旅費等に関する条例の効力について規定するもの</p> <p>（検討結果）【整理番号7】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却下
8	総務部 総務課	<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(1) 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて給料月額を引下げるもの（給料表の見直しに伴う経過措置として、3年間の現給保障を実施）</p> <p>(2) 55歳以上の職員の給料等の1.5%減額支給措置を廃止するもの（平成30年3月31日に廃止）</p> <p>(3) 給料表の水準引下げ及び国並びに千葉県の地域手当の見直しに併せ、支給割合を8%から10%に段階的に引き上げるもの（平成27年度は8.5%とし、平成30年4月までに、段階的に実施）</p> <p>(4) 管理職員手当を支給される職員が、災害への対処その他臨時又は緊急の必要により平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲の額を支給するもの</p> <p>(5) 勤勉手当の支給割合について、平成26年度は、給与改定分（0.15月分）を12月期に上乗せして支給していたものを、6月期と12月期の支給割合を同じにするもの</p> <p>人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告において、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分という基本的な考えの下、給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを行うもの</p> <p>（検討結果）【整理番号8】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却下
9	総務部 総務課	<p>印西市特別顧問設置条例を廃止する条例の制定について</p> <p>本条例を設置根拠とする特別顧問は、平成22年3月の旧印旛村及び旧本埜村の編入に際し、印西市の速やかな一体化を進めることを目的に設置された。</p>	承認 継続審議 却下

		<p>設置当初、旧印旛村長の佐藤榮一氏及び旧本埜村長の五十嵐勇氏に委嘱し、多岐にわたる施策等に対し、地域の実情等を考慮した助言をいただき、市政の円滑な運営のため、尽力いただいた。</p> <p>昨年度まで佐藤氏に特別顧問をお願いしていたが、昨年度末の任期満了に際し、佐藤氏から再任辞退の申し入れがあったため、結果平成25年度をもって特別顧問は不在となっている。</p> <p>この状況を鑑み検討した結果、合併後4年以上が経過し、設置の目的である合併後の印西市の一体化は概ね達成されたと考えること、また、新たな特別顧問を委嘱する予定もないことから、本条例を廃止するもの</p> <p>(検討結果)【整理番号9】について承認、原案どおり議会上程</p>	
10	総務部 総務課	<p>印西市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>条例中行政指導の方式(第33条関係)に根拠を示す規定、行政指導の中止等の求めの規定(第34条の2関係)及び処分等の求めの規定(35条の2関係)、を追加し、併せて用語の改正を行うもの</p> <p>平成26年6月に公布された行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)により、行政手続法が主に行政指導、処分に関する規定について改正されたことから、市の行政手続条例についても行政手続法の規定を参考に改正を行い、より適正な行政手続制度とするもの</p> <p>(検討結果)【整理番号10】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却下
11	総務部 防災課	<p>消防水利に係る排水栓活用について</p> <p>消防車両の進入が困難な箇所等における消火用水源を確保するため、また、地域住民の初期消火活動の充実を図ることを目的に、県水道局と関係自治体11市、一部事務組合で、水道施設の排水栓の活用に関する覚書を締結する。</p> <p>(検討結果)【整理番号11】について承認</p>	承認 継続審議 却下
12	市民経済部 環境保全課	<p>あっせんの申し立てについて(原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てについて)</p> <p>平成23年度から平成25年度分までの市単独費による支出は、104,140,807円であり、これまでに直接請求により損害賠償を求めている。</p> <p>東京電力は、「原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項」及び「放射性物質汚染対処特別措置法第44条」に基づき賠償する責任があると考えられるが、これに応じない状況である。</p> <p>東京電力に対しての直接請求は限界があるため、原子力損害の賠償に関するものは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることとなる。</p> <p>この申立ては、地方自治法第96条第1項第12号のあっせんの申立てに該当するため、平成27年第1回定例会に上程して申し立てる予定である。</p> <p>(検討結果)【整理番号12】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却下